

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則

平成五年三月二十六日
三重県公安委員会規則第二号

改正 平成一七年一〇月二一日三重県公安委員会規則第一一号
拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則
(趣旨)

第一条 この規則は、拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年三重県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分を示す証票)

第二条 条例第六条第三項に規定する警察官の身分を示す証票は、警察手帳規則(昭和二十九年国家公安委員会規則第四号)に規定する警察手帳とする。

附 則

この規則は、平成五年七月一日から施行する。

附 則(平成十七年十月二十一日三重県公安委員会規則第十一号)

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。